

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

令和6年7月2日火曜日 第522号

| \Diamond | 目 | 次 | < |
|------------|---|---|---|
| | 告 | 示 | |

| 告 | 示 | |
|---|-----|--|
| _ | ••• | |

○愛媛県告示第677号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。 令和6年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

| : | 名 | 称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務 | 指 | 定 | 日 | 委託をした日 | 委言 | £ 期 | 間 |
|-----|--------------|---|------------------|---|---|-----------|---|----------|--------------|-----|---|
| ニッテ | ニッテレ債権回収株式会社 | | 東京都港区芝浦三丁目16番20号 | 区芝浦三丁目16番20 母子父子寡婦福祉資金貸付金 の元利償還金の未収金収納事 務 | | 令和6年6月28日 | | 令和6年7月1日 | 令和6年 令和9年 | | |

○愛媛県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-------|---|------|---|-----------------|---|---|---|---|---|---|----------|
| 一般国道 | | 317号 | | 今治市玉川町龍岡同市玉川町龍岡 | | | | で | | | 令和6年7月2日 |

○愛媛県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年7月2日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

就 任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|--------------|---|
| 理事 | 久 保 | 圭一朗 | 松山市樽味4丁目4-18 | |

令和6年7月2日 発行 486